別添３

・ＥＴＣ車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されている出入口等は「ＥＴＣ」と表記する。

出　入　口　等	料金距離（㎞）
本町（ＥＴＣ）（上野方向へ進行する入口に限る。）	3.7
池尻（ＥＴＣ）（入口に限る。）	6.4
永福（高井戸方向へ進行する入口に限る。）	3.4
初台（ＥＴＣ）（入口に限る。）	6.7
外苑（ＥＴＣ）（代々木方向へ進行する入口に限る。）	10.6
板橋本町（ＥＴＣ）（中台方向へ進行する入口に限る。）	25.0
錦糸町（小松川方向へ進行する入口に限る。）	7.9
錦糸町（小松川方向から進行して流出する出口に限る。）	7.9
葛西（浦安方向へ進行する入口に限る。）	9.8
足立入谷（ＥＴＣ）（入口に限る。）	6.3
鹿浜橋（ＥＴＣ）（加賀方向へ進行する入口に限る。）	10.3
扇大橋（ＥＴＣ）（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）	13.6
三溪園（ＥＴＣ）（入口に限る。）	10.9
杉田（ＥＴＣ）（幸浦方向へ進行する入口に限る。）	4.0
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）	4.9
八潮南（ＥＴＣ）（八潮方向へ進行する入口に限る。）	4.6
戸田（入口に限る。）	13.8
新都心（ＥＴＣ）（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）	2.3
新都心西（ＥＴＣ）（新都心方向へ進行する入口に限る。）	4.1
浦和北（ＥＴＣ）（入口に限る。）	8.0
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）	13.8
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）	6.4
阪東橋（ＥＴＣ）（入口に限る。）	4.7
岸谷生麦（ＥＴＣ）（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）	14.5
新横浜（ＥＴＣ）（横浜港北ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）	8.3
横浜港北（横浜青葉ジャンクション方向へ進行する入口に限る。）	7.1

個人型年金規約の一部を変更する規約

令和８年９月30日

国民年金基金連合会　理事長　西川　広親

個人型年金規約の一部を次のように変更する。

○個人型年金規約の一部を変更する規約　新旧対照表

新	旧
（定義） 第６条　（略） ２～６　（略） ７　この規約において「中小事業主」とは、企業型年金、確定給付企業年金及び存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第３条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。第70条の３において同じ。）を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第１号厚生年金被保険者の数が300人以下のものをいう。 ８～11　（略） 12　この規約において「第２号加入者」とは、国民年金法第７条第１項第２号に規定する第２号被保険者（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者及び次の各号のいずれかに該当する者（以下「企業型掛金拠出者等」と総称する。）を除く。以下単に「第２号被保険者」という。）であって、連合会に申し出て第10項に掲げる加入者の資格を取得したものをいう。 一　（略）	（定義） 第６条　（略） ２～６　（略） ７　この規約において「中小事業主」とは、企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第１号厚生年金被保険者の数が300人以下のものをいう。 ８～11　（略） 12　この規約において「第２号加入者」とは、国民年金法第７条第１項第２号に規定する第２号被保険者（企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者及び次の各号のいずれかに該当する者（以下「企業型掛金拠出者等」と総称する。）を除く。以下単に「第２号被保険者」という。）であって、連合会に申し出て第10項に掲げる加入者の資格を取得したものをいう。 一　（略）